

参 照 条 文

参 照 条 文

●自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(平成25年法律第86号)

(危険運転致死傷)

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

- 一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- 三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- 四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 五 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- 六 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

●道路法（昭和27年法律第180号）

(自動車専用道路の指定)

第48条の2 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始（他の道路と交差する部分について第18条第2項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみの一般交通の用に供する供用の開始を除く。次項において同じ。）がない道路（高速自動車国道を除く。）について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定することができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者（当該道路と交差する道路の道路管理者を除く。）があるときは、それ

らの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路（高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。）の区間ににおいて、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路（まだ供用の開始がないものに限る。）又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分を指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があつて、自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3・4 (略)

(自動車専用道路との連結の制限)

第48条の4 次に掲げる施設以外の施設は、第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一～四 (略)

●高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第4条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 國土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
- 二 前条第3項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

2・3 (略)

●道路交通法（昭和35年法律第105号）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ當

該各号に定めるところによる。

一～十九 (略)

二十 徐行 車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

二十一～二十三 (略)

2・3 (略)

(急ブレーキの禁止)

第24条 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

(車間距離の保持)

第26条 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(進路の変更の禁止)

第26条の2 (略)

2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

3 (略)

(割込み等の禁止)

第32条 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに續いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切つてはならない。

(停車及び駐車の禁止)

第75条の8 自動車（これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。）は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

一 駐車の用に供するため区画された場所において停車し、又は駐車す

るとき。

- 二 故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において、停車又は駐車のため十分な幅員がある路肩又は路側帶に停車し、又は駐車するとき。
- 三 乗合自動車が、その属する運行系統に係る停留所において、乗客の乗降のため停車し、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
- 四 料金支払いのため料金徴収所において停車するとき。

2・3 (略)

(故障等の場合の措置)

第75条の11 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）又はこれらに接する路肩若しくは路側帶において当該自動車を運転することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。

2 自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道等において運転することができなくなつたときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

一の三 第24条（急ブレーキの禁止）の規定に違反した者

一の四 第26条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為
(高速自動車国道等におけるものに限る。) をした者

二～十五 (略)

2 (略)

第119条の2 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、15万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第47条（停車又は駐車の方法）第2項若しくは第3項又は第75条の8（停車及び駐車の禁止）第1項の規定の違反となるような行為

三 (略)

2 (略)

第119条の3 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第1項の規定に該当する者を除く。）は、10万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第47条（停車又は駐車の方法）又は第75条の8（停車及び駐車の禁止）第1項の規定の違反となるような行為をした者

五～八 (略)

2 (略)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第25条（道路外に出る場合の方法）第3項、第26条（車間距離の保持）、第26条の2（進路の変更の禁止）第2項、第27条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第31条の2（乗合自動車の発進の保護）、第32条（割込み等の禁止）、第34条（左折又は右折）第6項（第35条（指定通行区分）第2項において準用する場合を含む。）、第36条（交差点における他の車両等との関係等）第1項、第37条（交差点における他の車両等との関係等）、第40条（緊急自動車の優先）、第41条の2（消防用車両の優先等）第1項若しくは第2項又は第75条の6（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第26条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第119条第1項第一号の四に該当する者を除く。）

三～十二 (略)

十二の二 第75条の11（故障等の場合の措置）第1項の規定に違反した者

十三～十七 (略)

2 (略)